

平成 17 年 4 月から**預金保険制度**（ペイオフ）**が変わります。**

## 平成 17 年 4 月からの**預金保険制度のポイント**

これまで全額であった普通預金の保護が、定期預金、貯蓄預金、定期積金等と合算して、元本 1,000 万円までとその利息等になります。

### 預金保険制度の概要

	平成 17 年 3 月まで	平成 17 年 4 月から
当座預金 別段預金 <b>普通預金</b>	全額保護	<b>利息のつかない等の条件を満たす預金（ ）は全額保護</b>
定期預金 貯蓄預金 定期積金 ビッグ ワイド 等	合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護	

決済用預金といいます。「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できること」という 3 条件を全て満たすものです。

## しまぎんの「**決済用預金**」

預金保険制度による「全額保護」をご希望のお客様には、「決済用預金」をご用意しています。

### しまぎんの「**決済用預金**」の特徴

現在ご利用中の「普通預金」「総合口座」を決済用預金として登録いただくだけで、そのままご利用いただけます。（登録を解除することで通常の預金に戻すことも可能です。）

預金種類、口座番号がそのままなので、給与振込・年金振込のお受取や公共料金など自動振替の変更手続きがいきません。

通帳・キャッシュカードもそのままご利用いただけます。

カードローンをセットされている場合でもそのままご利用いただけます。

新たに口座を開設することもできます。

「決済用預金」としての登録日以降はお利息がつきません。

「総合口座」の場合は、普通預金部分のみが決済用預金となり、定期預金部分は決済用預金とはなりません。

詳しくは、窓口までお問合せ下さい。